

重要な会計方針および注記事項

注1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、当金庫の定める決算経理規程に基づき定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	3年～50年
その他	3年～20年

5. 無形固定資産の減価償却の方法

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

6. リース資産の減価償却の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法による方法により行っております。なお、残存価額については零としております。

7. 外貨建資産及び負債の換算基準

外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準については、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、当金庫の定める資産査定規程及び決算経理規程に定める償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年3月17日）に規定する正常先債権及びび要注意先債権に相当する債権（以下、「債権」とは、貸出金及び貸出金に準ずるその他の債権のことをいう。）については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績と平均残存期間から算出した予想損失率等に基づいた引当額を引当てることとしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。

すべての債権は、当金庫の定める資産査定規程に則り営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当てを行っております。

9. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

10. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準による方法であります。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。

(1) 過去勤務費用

その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により損益処理しております。

(2) 数理計算上の差異

各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理しております。

確定拠出年金制度への一部移行

当金庫は2019年4月1日に職員（嘱託等職員および臨時職員を除く）の退職給付制度の一部を確定拠出年金制度へ移行しております。

この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号）を適用しております。

なお、この制度移行による退職給付制度終了益252,412千円を、特別利益に計上しております。

11. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員退職慰労金規程に基づき、役員が退任した場合の事業年度末未支給額に相当する額を計上しております。

12. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積りも必要と認める額を計上しております。

13. 債務保証損失引当金の計上基準

債務保証損失引当金は、保証債務の履行に備えるため、将来発生する可能性のある損失額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

14. ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」

（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に規定する繰延ヘッジによる方法であります。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金（固定金利選択型住宅ローン）とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。

15. 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式による方法であります。

16. 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

有形固定資産の減価償却累計額	13,512,587千円
有形固定資産の圧縮記帳額	430,770千円

17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額

125,262千円

18. 子会社の株式総額

120,000千円

19. 子会社に対する金銭債権総額

25,890千円

20. 子会社に対する金銭債務総額

321,323千円

21. 破綻先債権額及び延滞債権額

貸出金のうち、破綻先債権額は608,971千円、延滞債権額は5,720,003千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

22. 3か月以上延滞債権額

貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は404,738千円です。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

23. 貸出条件緩和債権額

貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

24. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額

破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は6,733,713千円です。

なお、21.から24.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

25. 担保に供している資産

担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産	
預け金	231,232,220千円
担保資産に対応する債務	

別段預金 7,093千円

借入金 231,200,000千円

上記のほか、当座借越、為替決済の取引の担保として定期預け金97,719,700千円、収納代行の担保として1,000千円の定期預け金を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金185,987千円が含まれております。

26. 出資1口当たりの純資産額

11,475円83銭

27. 目的積立金

目的積立金は特別積立金に含めて記載しております。

28. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び系統金融機関預け金や有価証券運用による市場運用業務などの金融業務を行っております。資金調達は預金で行い、調達した資金は会員に対する融資資金とすることを基本に余剰資金を市場で運用する方針としております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、統合的リスク管理並びに資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

また、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金及び系統金融機関預け金です。

また、有価証券は、主に債券及び投資信託であり、その他目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、金利の変動リスク及び流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはALMの一環として行っている金利スワップ取引があります。当金庫では、これらを金融商品に関わる金利や価格の変動リスクに対するヘッジ手段として行っており、すべてのデリバティブ取引にヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計の適用にあたっては、ヘッジ対象としている貸出金をグループ化して管理し、ヘッジ手段がヘッジ対象を上回っていないことを検証するなど、ヘッジの有効性を定期的に評価しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、融資業務諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店及び融資部により実施され、リスク管理委員会や理事会において定期的に審議・報告が行われております。

さらに、与信管理の状況については、総合企画部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、統合的リスク管理によって金利の変動リスクを管理しております。

統合的リスク管理に関する基本方針及び規程類において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会が決定し、理事会が承認した統合的リスク管理に関する年度方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用委員会が策定し理事会が承認した方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行っております。

このうち、資金部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報については総合企画部により検証が行われ、検証結果は資金運用委員会及び理事会に報告されております。

(iv)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し、内部牽制を確立したうえで、デリバティブ取引規則に基づき実施されております。

(v)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」、「金利スワップ取引」、「借入金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内に収まるよう管理しております。

当金庫のVaRは、「有価証券」については分散共分散法(保有期間20日、信頼区間99%、観測期間240営業日)、その他については分散共分散法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間250営業日)により算出しており、2020年3月31日現在の当金庫の市場リスク量(損失予想額の推計値)は、全体で17,530,903千円となります。なお、VaR計測にあたって使用する流動性預金の金利満期については、滞留期間を考慮したコア預金内部モデルを用いて算出しています。

また、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを定例的に実施し、計測手法の有効性を検証しています。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

⑤資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、統合的リスク管理を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。これらの状況については、定期的に資金運用委員会及び理事会に報告されております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

29. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです(時価の算定方法については、(注1)を参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含まれておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	532,690,070	533,748,522	1,058,452
(2) 有価証券 その他有価証券	186,172,207	186,172,207	-
(3) 貸出金 貸倒引当金(*1)	1,459,826,828 △ 12,356		
	1,459,814,471	1,456,563,596	△ 3,250,875
金融資産計	2,178,676,749	2,176,484,326	△ 2,192,422
(1) 預金積金	1,887,862,911	1,887,983,641	120,730
(2) 借入金	231,200,000	231,200,000	-
金融負債計	2,119,062,911	2,119,183,641	120,730
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については30.~33.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

約定期間が短期間(1年以内)であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ取引)であり、取引金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社株式(*)	120,000
非上場株式(*)	12,776
労働金庫連合会出資金(*)	13,400,000
合 計	13,532,776

(*) 市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	345,237,970	147,352,100	40,100,000	-
有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	1,905,540	17,109,030	70,135,910	88,122,560
貸出金(*)	113,828,401	333,181,687	304,733,682	708,083,057
合 計	460,971,911	497,642,817	414,969,592	796,205,617

(*) 貸出金には、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものを含んでおります。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	1,386,557,766	491,027,952	10,277,192	-
借入金	231,200,000	-	-	-
合 計	1,617,757,766	491,027,952	10,277,192	-

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

30. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。
これらには、貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」等、有価証券のほか、「買入金銭債権」の中の信託受益権でその他有価証券と同様の取扱いを行うものが含まれています(以下、33.まで同様)。

その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	14,810	13,093	1,716
	債 券	140,338,745	125,948,053	14,390,691
	国 債	132,627,000	118,326,707	14,300,292
	地方債	1,571,105	1,549,958	21,146
	社 債	6,140,640	6,071,387	69,252
	そ の 他	16,331,628	15,169,693	1,161,934
	小 計	156,685,183	141,130,840	15,554,342
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	41,235	45,000	△ 3,765
	債 券	4,717,780	4,750,000	△ 32,220
	国 債	-	-	-
	地方債	948,490	950,000	△ 1,510
	社 債	3,769,290	3,800,000	△ 30,710
	そ の 他	24,775,040	28,232,851	△ 3,457,810
	小 計	29,534,055	33,027,851	△ 3,493,796
合 計	186,219,238	174,158,691	12,060,546	

31. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
該当ございません。

32. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株 式	196,311	7,463	18,777
債 券	11,266,590	242,156	-
国 債	11,266,590	242,156	-
地 方 債	-	-	-
社 債	-	-	-
そ の 他	-	-	-
合 計	11,462,901	249,620	18,777

33. 保有目的を変更した有価証券
該当ございません。

34. 当座貸越契約等

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は、226,582,130千円です。

このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)は107,647,031千円です。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半期毎に)予め定めている庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

なお、総口座についての未実行残高は上記の金額のうち118,935,099千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

35. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ次のとおりです。

繰延税金資産	
貸倒引当金	3,718千円
退職給付引当金	1,293,315
固定資産減価償却額	395,242
有価証券評価損	689
賞与引当金	143,284
その他有価証券評価差額金	943,324
その他	504,024
繰延税金資産小計	3,283,599
評価性引当額	△ 188,070
繰延税金資産合計	3,095,529
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	4,199,672
その他	6,496
繰延税金負債合計	4,206,169
繰延税金負債の純額	1,110,639千円

36. 会計上の見積りの変更

当金庫は2019年10月29日開催の理事会において、本店ビル建替に関する決議をいたしました。これにより、本店ビル建替に伴い利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、旧本店ビルおよびホール棟の解体開始までに減価償却が完了するように耐用年数を変更しております。

これにより、従来の方と比べて、当事業年度の経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ225,706千円減少しております。

以 上

損益計算書

(単位: 百万円)

科 目	2018年度	2019年度
経 常 収 益	26,262	26,452
資 金 運 用 収 益	23,868	23,963
貸 出 金 利 息	18,681	19,114
預 け 金 利 息	1,723	1,542
買 入 手 形 利 息	—	—
コ ー ル ロ ー ン 利 息	—	—
買 現 先 利 息	—	—
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	—	—
有 価 証 券 利 息 配 当 金	2,562	2,690
金 利 ス ヱ ッ プ 受 入 利 息	—	—
そ の 他 の 受 入 利 息	900	615
役 務 取 引 等 収 益	1,021	1,243
受 入 為 替 手 数 料	320	327
そ の 他 の 役 務 収 益	701	916
そ の 他 業 務 収 益	1,018	1,178
外 国 為 替 売 買 益	—	—
商 品 有 価 証 券 売 買 益	—	—
国 債 等 債 券 売 却 益	161	242
国 債 等 債 券 償 還 益	—	—
金 融 派 生 商 品 収 益	—	—
そ の 他 の 業 務 収 益	857	936
そ の 他 経 常 収 益	353	66
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	2	5
償 却 債 権 取 立 益	0	0
株 式 等 売 却 益	23	7
金 銭 の 信 託 運 用 益	—	—
そ の 他 の 経 常 収 益	327	53
経 常 費 用	23,669	23,927
資 金 調 達 費 用	703	443
預 金 調 理 費 用	466	442
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	—	—
譲 渡 性 預 金 利 息	0	0
借 用 金 利 息	0	0
売 渡 手 形 利 息	—	—
コ ー ル マ ネ ー 利 息	—	—
売 現 先 利 息	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	—	—
コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー 利 息	—	—
金 利 ス ヱ ッ プ 支 払 利 息	235	—
そ の 他 の 支 払 利 息	—	—
役 務 取 引 等 費 用	4,346	4,577
支 払 為 替 手 数 料	1,320	1,369
そ の 他 の 役 務 費 用	3,025	3,207
そ の 他 業 務 費 用	157	736
外 国 為 替 売 買 損	—	—
商 品 有 価 証 券 売 買 損	—	—
国 債 等 債 券 売 却 損	—	—
国 債 等 債 券 償 還 損	153	725
国 債 等 債 券 償 却 損	—	—
金 融 派 生 商 品 費 用	—	—
そ の 他 の 業 務 費 用	4	10
経 常 費 用	18,228	18,077
人 件 費	9,689	9,654
物 件 費	8,385	8,256
税 金	154	166
そ の 他 経 常 費 用	232	93
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	—	—
貸 出 金 償 却	—	—
株 式 等 売 却 損	—	18
株 式 等 償 却	—	—
金 銭 の 信 託 運 用 損	—	—
そ の 他 資 産 償 却	—	—
退 職 手 当 金	124	1
そ の 他 の 経 常 費 用	108	72
経 常 利 益	2,593	2,524
特 別 利 益	11	252
固 定 資 産 処 分 益	11	—
真 の の れ ん 発 生 益	—	—
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 取 崩 額	—	—
そ の 他 の 特 別 利 益	—	252
特 別 損 失	155	153
固 定 資 産 処 分 損	10	24
減 損 損 失	141	84
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	—	—
そ の 他 の 特 別 損 失	3	43
税 引 前 当 期 純 利 益	2,449	2,623
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	722	633
法 人 税 等 調 整 額	44	174
法 人 税 等 合 計	767	808
当 期 純 利 益	1,682	1,815
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	667	446
当 期 未 処 分 純 余 金	2,349	2,261

注1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 子会社との取引による収益総額 3,996千円
子会社との取引による費用総額 211,233千円

3. 出資1口当たりの当期純利益金額 200円80銭

4. 固定資産の重要な減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて重要な減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	減損損失額 (千円)
唐 津 支 店	営業店	土地及び事務機器等	77,386
長 崎 県 庁 支 店	営業店	建物及び事務機器等	2,223
五 島 支 店	営業店	建物及び事務機器等	1,879
三 重 支 店	営業店	土地及び事務機器等	1,244
鹿 児 島 県 庁 支 店	営業店	建物及び事務機器等	990
徳 之 島 支 店	営業店	土地及び事務機器等	629
柳 川 支 店	営業店	建物及び事務機器等	609
合 計			84,962

当金庫は、営業用不動産については継続的に行っている管理会計上の収益把握単位である営業店を、所有不動産については各資産をグループの最小単位にしています。統括本部、県本部は独立したキャッシュ・フローを生み出さない共用資産としております。

当事業年度に減損損失を認識した資産もしくは資産グループの中で、唐津支店、長崎県庁支店、五島支店、三重支店、鹿児島県庁支店、徳之島支店、柳川支店において、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであり市場価格等が著しく下落していると認められたことから、当該資産もしくは資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額とを比較した結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回るため減損損失を認識したものであります。

これにより、資産もしくは資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失 (84,962千円) として特別損失に計上しております。その内訳は、土地78,812千円、建物4,434千円、土地建物以外の資産1,715千円であります。

なお、当資産もしくは資産グループの回収可能価額は正味売却価額であります。土地及び建物については不動産鑑定評価基準に準じて評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。重要性が乏しい資産については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて算定しています。

5. その他特別損失には、店舗移転に伴う臨時的な支出41,777千円を含んでおります。

以上

剰余金処分計算書

(単位: 百万円)

科 目	2018年度 総会承認日2019年6月25日	2019年度 総会承認日2020年6月25日
当 期 未 処 分 剰 余 金	2,349	2,261
積 立 金 取 崩 額	—	—
剰 余 金 処 分 額	1,903	1,761
利 益 準 備 金	—	—
普 通 出 資 対 する 配 当 金	361	271
優 先 出 資 対 する 配 当 金	—	—
事 業 の 利 用 分 量 対 する 配 当 金	42	90
特 別 積 立 金	1,500	1,400
内 金 利 変 動 準 備 積 立 金	750	700
内 機 械 化 積 立 金	750	700
繰 越 金 (当 期 未 残 高)	446	499

以上の貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書については、2020年5月29日に監事の監査を受けております。

また、同年6月25日の総会において貸借対照表及び損益計算書について報告するとともに、剰余金処分計算書について承認を得ております。

なお、当金庫は、定款の定めにより、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について、労働金庫法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を2020年5月20日に受けております。

2019年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 (以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2020年6月25日

九州労働金庫
理事長

高橋 和善

純資産の内訳

(単位：百万円)

科目	2018年度	2019年度
純資産	105,018	103,732
出資	9,042	9,039
普通出資金	9,042	9,039
優先出資金	-	-
優先出資申込証拠金	-	-
資本剰余金	-	-
資本準備金	-	-
その他資本剰余金	-	-
利益剰余金	84,477	85,889
利益準備金	9,098	9,098
その他利益剰余金	75,378	76,790
特別積立金	73,028	74,528
(特別積立金)	(6,295)	(6,295)
(金利変動準備積立金)	(20,000)	(20,750)
(機械化積立金)	(20,000)	(20,750)
(配当準備積立金)	(1,310)	(1,310)
(経営基盤強化積立金)	(22,119)	(22,119)
(その他の積立金)	(3,304)	(3,304)
当期末処分剰余金	2,349	2,261
処分未済持分	-	-
自己優先出資	-	-
自己優先出資申込証拠金	-	-
会員勘定合計	93,519	94,928
その他有価証券評価差額金	11,499	8,804
繰延ヘッジ損益	-	-
土地再評価差額金	-	-
評価・換算差額等合計額	11,499	8,804

職員の状況

項目	2018年度末	2019年度末
一般職員	875人	884人
その他の従業員	332人	330人
合計	1,207人	1,214人
平均年齢	43歳10月	43歳3月
平均勤続年数	18年1月	18年5月
平均給与月額	375千円	372千円

(注) 1. 職員および従業員には、常勤の職員等を記載し、臨時の職員は含まれておりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額です。

出資配当等

(単位：千円、%)

科目	2018年度 総会承認日 2019年6月25日	2019年度 総会承認日 2020年6月25日
出資配当 (配当率)	361,693 (年4%の割合)	271,175 (年3%の割合)
利用配当	42,064	90,776
配当負担率	17.18	16.00

(注) 配当負担率 = $\frac{\text{出資配当} + \text{利用配当}}{\text{当期末処分剰余金}} \times 100$

報酬等に関する事項

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事および監事のことです。対象役員に対する「報酬等」は、職務執行の対価として支払う「報酬」、在任期間中の職務執行および功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

●報酬

非常勤を含む全役員の報酬につきましては、通常総会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の報酬額につきましては役位等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

●退職慰労金

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に通常総会で承認を得た後に支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- 支払基準……役員退職慰労金規程
- 支払額……役員退職慰労金規程
- 支給制限……役員退職慰労金規程
- 支給要件および辞退……役員退職慰労金規程
- 支払事務……役員退職慰労金事務処理要領

(2) 令和元年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支給総額
対象役員に対する報酬等	232

(注) 1. 対象役員に該当する理事は29名、監事は6名です(期中に退任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「報酬」199百万円、「退職慰労金」32百万円となっております。
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「労働金庫法施行規則第114条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、労働金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日金融庁・厚生労働大臣告示第4号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者のことです。

なお、令和元年度において対象職員等に該当する者はおりません。

以上

大口出資会員

(単位：千円、%)

順位	会員名	出資金額	出資金総額 に対する割合
1	公益財団法人宮崎霊園事業団	200,000	2.21%
2	一般社団法人佐賀県労働者福祉協議会	153,117	1.69%
3	一般社団法人鹿児島県労働者福祉協議会	151,260	1.67%
4	日本製鉄八幡労働組合	142,909	1.58%
5	自治労宮崎県本部	138,792	1.54%
6	一般社団法人大分県労働者福祉協議会	120,000	1.33%
7	佐賀市職員労働組合	119,847	1.33%
8	旭化成労働組合	115,000	1.27%
9	一般財団法人福岡県教職員互助会	110,000	1.22%
10	全労済九州統括本部鹿児島推進本部	102,625	1.14%

会員数内訳

(単位：会員、千円、%)

項目	2018年度末			2019年度末		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
団体会員	6,156	8,848,891	97.85	6,154	8,850,626	97.91
民間労働組合	2,869	3,999,963	44.23	2,835	3,996,101	44.20
民間以外の労働組合及び公務員の団体	861	3,163,954	34.98	852	3,166,114	35.02
消費生活協同組合及び同連合会	81	530,468	5.86	81	560,468	6.20
その他の団体	2,345	1,154,506	12.76	2,386	1,127,943	12.47
個人会員	12,034	193,626	2.14	11,564	188,581	2.08
合計	18,190	9,042,517	100.00	17,718	9,039,207	100.00

◆ 主な経営指標

■ 主要な事業の状況を示す指標

(単位：百万円)

項目	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	26,841	25,762	25,680	26,262	26,452
経常利益	2,781	1,545	1,932	2,593	2,524
当期純利益	2,035	1,005	1,144	1,682	1,815
純資産額	103,586	101,464	102,713	105,018	103,732
総資産額	1,871,257	1,950,490	2,101,715	2,234,555	2,235,674
預金積金残高	1,750,757	1,754,901	1,793,715	1,842,017	1,887,862
貸出金残高	1,169,293	1,184,011	1,263,477	1,370,676	1,459,826
有価証券残高	179,022	191,334	197,752	192,919	186,304
出資総額	9,061	9,055	9,046	9,042	9,039
出資総口数(口)	9,061,514	9,055,484	9,046,011	9,042,517	9,039,207
出資に対する配当金	362	362	361	361	271
職員数(人)	1,338	1,272	1,239	1,207	1,214
単体自己資本比率(%)	10.25	9.89	9.18	8.47	8.20

(注) 1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。
 2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」により、自己資本比率を算定しています。
 なお、当金庫は国内基準を採用しています。

■ 主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円、%)

項目	2018年度	2019年度
業務粗利益	20,701	20,628
業務粗利益率	0.96	0.92
業務純益	2,795	2,862
実質業務純益	2,795	2,862
コア業務純益	2,787	3,346
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)		3,110
資金運用収支	23,165	23,519
役務取引等収支	△3,324	△3,333
その他業務収支	860	442
資金運用勘定平均残高	2,140,861	2,233,885
資金運用収益(受払利息)	23,868	23,963
資金運用収益増減(△)額	524	94
資金運用利回り	1.11	1.07
資金調達勘定平均残高	2,081,722	2,174,303
資金調達費用(支払利息)	703	443
資金調達費用増減(△)額	△288	△259
資金調達利回り	0.03	0.02
資金調達原価率	0.89	0.83
資金金利	0.22	0.24
総資産経常利益率	0.11	0.11
総資産当期純利益率	0.07	0.07
総資産業務純益率	0.12	0.12
純資産経常利益率	2.47	2.44
純資産当期純利益率	1.60	1.75
純資産業務純益率	2.67	2.76

(注) 1. 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買益を示す「その他業務利益」の合計です。

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

2. 「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「貸倒引当金繰入額」および「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。なお、業務純益から控除する「貸倒引当金繰入額」は、貸倒引当金が全体として繰入超過の場合、個別貸倒引当金繰入額(または取崩額)を除きます。また、同じく「経費」は、退職給付費用のうち数理計算上の差異の償却額など臨時的な経費等を除きます。

3. 「実質業務純益」とは、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を加えた利益指標です。

4. 「コア業務純益」とは、実質業務純益から国債等債券関係損益による一時的な変動要因を除いた利益指標です。

5. 「コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)」とは、コア業務純益から投資信託解約損益を除いた利益指標です。

6. 利益率・純益率

$$\text{総資産(純)利益率(又は純益率)} = \frac{\text{(純)利益(又は純益)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$$

$$\text{純資産(純)利益率(又は純益率)} = \frac{\text{(純)利益(又は純益)}}{\text{純資産(外部流出額を除く)期末残高}} \times 100$$

◆ 預金に関する指標

■ 預金科目別残高(期末残高)

(単位：百万円)

項目	2018年度末				2019年度末			
	個人預金	法人			個人預金	法人		
		公金預金	金融機関預金	その他預金		公金預金	金融機関預金	その他預金
当座預金	-	-	-	177	-	-	-	261
普通預金	524,396	2,334	0	59,980	557,482	2,536	0	62,922
貯蓄預金	1,003	-	-	-	993	-	-	-
通知預金	-	-	-	140	-	-	-	140
別段預金	21	132	82	209	30	137	57	171
納税準備預金	-	-	-	-	-	-	-	-
定期預金	1,130,559	19,007	1,784	102,188	1,141,192	19,157	3,205	99,572
定期積金	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の預金	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,655,981	21,473	1,867	162,694	1,699,697	21,831	3,263	163,069

■ 預金種類別内訳(平均残高)

(単位：百万円)

項目	2018年度	2019年度
流動性預金	583,577	618,830
定期性預金	1,255,110	1,270,690
譲渡性預金	1,133	1,165
その他の預金	-	-
合計	1,839,821	1,890,686

■ 定期預金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)

(単位：百万円)

項目	2018年度末	2019年度末
固定金利定期預金	1,252,727	1,262,458
変動金利定期預金	810	669
その他	-	-
合計	1,253,538	1,263,128

■ 預金者別内訳 (期末残高)

(単位: 百万円、%)

項目	2018年度末		2019年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
団体	1,616,579	87.76	1,652,565	87.53
民間労働組合	450,811	24.47	455,541	24.12
民間以外の労働組合及び公務員の団体	936,705	50.85	965,035	51.11
消費生活協同組合及び同連合会	9,107	0.49	10,222	0.54
その他の団体	219,954	11.94	221,767	11.74
(うち間接構成員)	(1,494,238)	(81.11)	(1,529,333)	(81.00)
上記団体に所属しない個人会員	5,251	0.28	5,125	0.27
国・地方公共団体及び非営利法人	36,848	2.00	36,607	1.93
一般員外	183,338	9.95	193,564	10.25
合計	1,842,017	100.00	1,887,862	100.00

(注) 1. 預金残高には譲渡性預金は含んでいません。

2. 当金庫は、定款の定めにより、労働金庫法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けています。

■ 財形貯蓄残高 (期末残高)

(単位: 百万円、%)

項目	2018年度末		2019年度末	
	金額	預金に占める割合	金額	預金に占める割合
一般財形	279,091	15.15	279,193	14.78
財形年金	108,859	5.90	105,879	5.60
財形住宅	21,419	1.16	19,839	1.05
合計	409,370	22.22	404,913	21.44

(注) 預金に占める割合は、譲渡性預金を除く残高から算出したものです。

◆ 貸出金に関する指標

■ 貸出金科目別内訳 (平均残高)

(単位: 百万円)

項目	2018年度	2019年度
手形貸付	16,444	16,208
証書貸付	1,237,934	1,342,395
当座貸越	55,703	56,874
割引手形	—	—
合計	1,310,083	1,415,478

■ 債務保証見返勘定の担保種類別内訳 (期末残高)

(単位: 百万円)

項目	2018年度末	2019年度末
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
不動産	—	—
不動産	—	—
その他	—	—
(小計)	(—)	(—)
保証用	318	236
信	—	—
合計	318	236

■ 貸出金の固定金利・変動金利別内訳 (期末残高)

(単位: 百万円)

項目	2018年度末	2019年度末
固定金利貸出金	166,169	155,462
変動金利貸出金	1,204,507	1,304,364
合計	1,370,676	1,459,826

(注) 1. 手形貸付・当座貸越については、「固定金利貸出金」に含んでいます。

2. 固定金利選択型については、「変動金利貸出金」に含んでいます。

■ 預貸率

(単位: %)

項目	2018年度	2019年度
期末値	74.36	77.27
期中平均値	71.20	74.86

■ 貸出金担保種類別内訳 (期末残高)

(単位: 百万円)

項目	2018年度末	2019年度末
当金庫預金積金	4,443	4,218
有価証券	—	—
不動産	5	—
不動産	13,544	12,212
その他	7	4
(小計)	(18,000)	(16,436)
保証	1,302,929	1,396,303
信用	49,746	47,087
合計	1,370,676	1,459,826

■ 貸出金使途別内訳 (期末残高)

(単位: 百万円、%)

項目	2018年度末		2019年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
貸金手当対策資金	—	—	—	—
生活資金	214,454	15.64	220,804	15.12
カド口	41,937	3.05	43,947	3.01
教育口	30,661	2.23	33,700	2.30
その他	141,856	10.34	143,157	9.80
福利共済資金	35,440	2.58	33,480	2.29
設備資金	14,773	1.07	14,065	0.96
生協資金	45	0.00	41	0.00
設備資金	50	0.00	40	0.00
住宅資金	1,105,912	80.68	1,191,394	81.61
住宅事業資金	—	—	—	—
合計	1,370,676	100.00	1,459,826	100.00

■貸出金貸出先別・業種別内訳（期末残高）

（単位：百万円、％）

項目	2018年度末		2019年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
民間労働組合	454,834	33.18	485,636	33.26
民間以外の労働組合及び公務員の団体	250,253	18.25	251,058	17.19
消費生活協同組合及び同連合会	179,131	13.06	219,342	15.02
その他の団体	427,316	31.17	446,951	30.61
〈間接構成員〉	《1,311,266》	《95.66》	《1,402,750》	《96.09》
個人会員	115	0.00	87	0.00
会員等計	1,311,650	95.69	1,403,076	96.11
預金積金担保貸出	267	0.01	252	0.01
その他	58,758	4.28 (100.00)	56,498	3.87 (100.00)
業種別内訳	製造業	—	—	—
	農業、林業	—	—	—
	漁業	—	—	—
	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—
	建設業	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—
	情報通信業	—	—	—
	運輸業、郵便業	—	—	—
	卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	—	—
	金融業、保険業	—	—	—
	不動産業、物品賃貸業	—	—	—
	医療、福祉	—	—	—
	サービス業	—	—	—
国・地方公共団体	49,740	(84.65)	47,082	(83.33)
個人	8,718	(14.83)	9,108	(16.12)
その他	299	(0.50)	307	(0.54)
会員外計	59,025	4.30	56,750	3.88
合計	1,370,676	100.00	1,459,826	100.00

■常勤従業員一人当たり預金・貸出金残高（単位：百万円）

項目	2018年度	2019年度
預金残高	1,425	1,461
貸出金残高	1,014	1,093

（注）1. 従業員数は期中平均人員を使用しています。
2. 残高は平均残高を使用しています。

■1店舗当たり預金・貸出金残高（単位：百万円）

項目	2018年度	2019年度
預金残高	22,436	23,057
貸出金残高	15,976	17,261

（注）1. 店舗数は期末の店舗数を使用しています。
2. 残高は平均残高を使用しています。

◆有価証券に関する指標

■商品有価証券の種類別の平均残高

当金庫では、証券会社と同じように、国債をお客さまに商品として販売しています。しかし、既に発行された国債などの有価証券を「商品有価証券」として手持ち在庫にかかえる売買業務、いわゆるディーリングは行っていません。

■有価証券の種類別・残存期間別の残高

（単位：百万円）

項目		合計	期間の定めなし				
			1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	
国債	2018年度末	140,925	—	—	12,526	36,236	92,162
	2019年度末	132,627	—	—	7,210	47,482	77,934
地方債	2018年度末	2,380	—	200	1,415	764	—
	2019年度末	2,519	—	350	1,411	756	—
短期社債	2018年度末	—	—	—	—	—	—
	2019年度末	—	—	—	—	—	—
社債	2018年度末	10,102	—	—	—	—	10,102
	2019年度末	9,909	—	—	—	—	9,909
貸付信託	2018年度末	—	—	—	—	—	—
	2019年度末	—	—	—	—	—	—
投資信託	2018年度末	38,792	8,457	1,031	10,883	18,125	294
	2019年度末	38,145	8,843	1,057	8,487	19,479	278
株式	2018年度末	212	212	—	—	—	—
	2019年度末	188	188	—	—	—	—
外国証券	2018年度末	505	—	—	505	—	—
	2019年度末	2,914	—	497	—	2,416	—
その他の証券	2018年度末	—	—	—	—	—	—
	2019年度末	—	—	—	—	—	—
合計	2018年度末	192,919	8,669	1,231	25,331	55,126	102,560
	2019年度末	186,304	9,031	1,905	17,109	70,135	88,122

有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円、%)

項目	2018年度		2019年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国債	128,391	71.64	120,781	68.66
地方債	2,275	1.26	2,426	1.37
短期社債	—	—	—	—
社債	9,868	5.50	9,869	5.61
貸付信託	—	—	—	—
投資信託	37,999	21.20	40,926	23.26
株式	163	0.09	254	0.14
外国証券	500	0.27	1,642	0.93
その他の証券	—	—	—	—
合計	179,199	100.00	175,901	100.00

(注) 社債には政府保証債、事業債が含まれます。

有価証券の時価情報

ろきんでは、預金の形で預かりした資金を主として住宅ローンや教育ローンなどに振り向け、勤労者の借入ニーズに応じていますが、その資金の一部については、国債等の有価証券の購入に充てています。

これらの有価証券については、毎決算期にその価額を適正に評価し、財務諸表に反映させなければなりません。

このため当金庫は、保有する金融商品について時価会計に基づく決算を実

施しています。金融商品会計に基づく情報については、貸借対照表注記をご覧ください。

なお、時価会計をふまえた、ここでの貸借対照表計上額は、あくまでも2020年3月末現在の状況であり、今後、変動してまいります。確定（実現）した損益でないものが含まれているをご理解ください。

1. 売買目的有価証券

該当がありません。

2. 満期保有目的の債券

該当がありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の時価を把握することが極めて困難と認められるため、下記5.に記載しております。

4. その他有価証券

(単位：百万円)

	項目	2018年度末			2019年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	14	13	1
	債券	153,209	135,923	17,285	140,338	125,948	14,390
	国債	140,925	123,904	17,021	132,627	118,326	14,300
	地方債	2,180	2,149	30	1,571	1,549	21
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	10,102	9,869	233	6,140	6,071	69
	その他の	12,854	12,115	739	16,331	15,169	1,161
小計	166,063	148,038	18,024	156,685	141,130	15,554	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	79	90	△10	41	45	△3
	債券	200	200	△0	4,717	4,750	△32
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	200	200	△0	948	950	△1
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	3,769	3,800	△30
	その他の	26,523	28,785	△2,261	24,775	28,232	△3,457
小計	26,803	29,075	△2,272	29,534	33,027	△3,493	
合計	192,867	177,114	15,752	186,219	174,158	12,060	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

2. 社債には、政府保証債、事業債が含まれます。

3. その他には、投資信託、外国証券、有価証券と同様の取り扱いを行う買入金銭債権が含まれます。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の主な内容および貸借対照表計上額

(単位：百万円)

項目	2018年度末	2019年度末
子会社・子法人等株式	120	120
関連法人等株式	—	—
非上場株式	12	12
合計	132	132

■ 預証率

(単位：%)

項目	2018年度	2019年度
期末値	10.46	9.86
期中平均値	9.74	9.30

■ 金銭の信託の時価情報

該当がありません。

■ 金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等

「当金庫のデリバティブへの取り組み姿勢等」について

① 「利用目的」

当金庫では、保有している金融資産や負債についての将来の金利変動等による損失を回避するため、一定の範囲でデリバティブ取引を活用する場合があります。

② 「取り組みの状況」

具体的には、固定金利選択型住宅ローンで低利な融資をご提供する際に、将来の金利変動リスク回避を目的とした金利スワップ取引を実施します。

なお、当金庫では全てのデリバティブ取引に対し、ヘッジ会計を適用します。

③ 「リスク管理体制」

当金庫では、「資金運用規程」等によって、デリバティブ取引に関する運用方針や取引種類ごとの取り扱い基準を定め、それらに基づいた運用を行い、運用状況については、理事会などに報告します。

今後とも相互牽制機能が働く運用体制と厳格なリスク管理体制の強化に向け、一層の体制整備に努めてまいります。

1. 金利関連取引

該当する取引の取り扱いはありません。

2. 通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジット・デリバティブ取引

該当する取引の取り扱いはありません。

用語の解説

◆ 「デリバティブ取引」とは

債券や株式等、従来の金融商品から派生した新しいタイプの取引で、「金融派生商品取引」とも呼ばれます。金融自由化により、国内外の金融市場で急速に拡大している金融取引の一つです。

「デリバティブ取引」は、主に次の3種類に分けられます。

(1) 先物取引 (2) スワップ取引 (3) オプション取引

◆ 「先物取引」とは

原資産（債券や株式等）の価格、金利、指数について、将来の決まった時点で精算する約束のもとに、その値を売買する取引のことをいいます。

◆ 「スワップ取引」とは

あらかじめ定められた一定の条件のもと、異なる2種類のキャッシュフローを交換する取引のことです。同一通貨の場合（金利スワップ）と異なる通貨の場合（通貨スワップ）があります。

◆ 「オプション取引」とは

あらかじめ定められた一定の条件のもとで、債券、株式、通貨等の特定の商品を購入または売却する「権利」を売買する取引のことです。オプションの購入者は対価（プレミアム）を支払ってオプションを行使する権利を手に入れ、オプションの売却者はオプション行使に応じる義務を負います。

◆ 「クレジット・デリバティブ」とは

対象となる債券取引等の相手方の信用（倒産等による不履行＝デフォルト）リスクを回避するために行われるオプション取引の一種で、当該相手方のデフォルト時に補償を受ける権利を買う「プロテクション購入」と、デフォルト時に補償を受ける権利を売る「プロテクション売却」があります。

◆ 公共債窓口販売実績等

■ 公共債窓口販売実績

(単位：千円)

項目	2018年度	2019年度
国債	2,587,840	3,058,050
地方債	-	-

(注) 個人および団体を含んでいます。

■ 投資信託窓口販売実績

(単位：千円)

項目	2018年度	2019年度
投資信託	639,652	764,160

(注) 1. 定時定額買付取引を含んでいます。
2. 販売実績は受渡金額を記載しています。

■ 内国為替取扱実績

(単位：件)

項目	区分	2018年度	2019年度
送金・振込	各地へ向けた分	417,268	433,454
	各地より受けた分	3,296,638	3,371,906
代金取立	各地へ向けた分	97	89
	各地より受けた分	704	687
合計	各地へ向けた分	417,365	433,543
	各地より受けた分	3,297,342	3,372,593

◆ 自己資本の充実の状況

■ 単体自己資本比率（国内基準）

（単位：％）

2018年度末	2019年度末
8.47	8.20

（注）当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」（以下、「自己資本比率告示」といいます。）により、自己資本比率を算定しています。
 なお、当金庫は国内基準を採用しています。

用語の解説

◆ 「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準と呼ばれる基準が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる基準が適用されます。

自己資本
比

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額（注1）－コア資本に係る調整項目の額（注2））}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額（注3）＋オペレーショナル・リスク相当額×12.5（注4）}} \times 100$$

（注1）出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計

（注2）無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計

（注3）資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額（含むオフバランス取引等）、CVAリスク相当額を8％で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額

（注4）8％（国際統一基準の自己資本比率）の逆数である12.5を乗じています。

① 信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法

「標準的手法」および「内部格付手法」のうち、当金庫は、「標準的手法」（注）を採用しています。

（注）標準的手法……細分化されたリスク・ウェイトを資産に乗じて信用リスク・アセットを算出します。

主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが35％、住宅ローン以外の個人向けローン（1億円以下）が75％です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

② オペレーショナル・リスク相当額の計算方法

「基礎的手法」、「粗利益配分手法」および「先進的計測手法」のうち、当金庫は、「基礎的手法」（注）を採用しています。

（注）基礎的手法……粗利益の15％（直近3年の平均値）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫においては、自己資本比率が4％に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」と呼ばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は8.20％ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。

1 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	2018 年度末	2019 年度末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	93,115	94,566
うち、出資金及び資本剰余金の額	9,042	9,039
うち、利益剰余金の額	84,477	85,889
うち、外部流出予定額 (△)	403	361
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3	1
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3	1
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	93,118
93,118	94,567	
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	149	146
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	149	146
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	301	295
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	450
450	441	
自己資本		
自己資本の額	((イ) - (ロ)) (ハ)	92,668
92,668	94,126	
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,054,376	1,108,187
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	38,527	38,821
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)	1,092,904
1,092,904	1,147,009	
自己資本比率		
自己資本比率	((ハ) / (ニ))	8.47
8.47	8.20	

用語の解説

◆「コア資本」とは

2014年3月末から適用されたバーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式（普通出資）・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資＋内部留保＋優先出資＋（△）調整・控除項目で構成されます。

◆「コア資本に係る基礎項目」とは

2013年度以降適用された告示では、コア資本に算入できる項目は「コア資本に係る基礎項目」として定められています。算入できる項目は、普通出資、非累積的永久優先出資および一般貸倒引当金等があげられ、2012年度までの旧告示において資本として認められていた劣後ローン等については算入できなくなりました（ただし、経過措置が設けられています）。

◆「出資金」とは

会員の皆さまより出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引き当てになる基本財産の額です。

◆「非累積的永久優先出資」とは

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。

この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰り延べて支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰り延べられないものうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」と呼ばれるものです。

◆「資本剰余金」とは

「純資産」のうち「資本準備金」と「その他の資本剰余金」で構成されるものです。

時価等での発行となる優先出資については、発行価額の全額または2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」と呼ばれるものです。

「その他資本剰余金」は、債務免除益や国庫補助金などを計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益などから成っており、資本準備金とともに資本剰余金を構成します。通常、ろうぎんの取引から生ずることはありません。

◆「利益準備金」とは

労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。

◆「特別積立金」とは

当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。

(1) 金利変動準備積立金

市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金のことです。

(2) 機械化積立金

事務処理などの機械化に伴う将来的な追加投資に耐え得る財務体質を作り上げるための積立金のことです。

(3) 配当準備積立金

配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。

(4) 経営基盤強化積立金

将来の支出増大などに備えて経営基盤強化に資するための積立金です。

◆「外部流出予定額」とは

当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員の皆様へ還元することが予定されるものを指しています。

◆「上記以外に該当するものの額」とは

出資金や資本剰余金等以外のもの、たとえば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

◆「一般貸倒引当金」とは

引当金は将来の費用または損失に対して引き当て（積み立て）るものです。当金庫においては一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および退職給付引当金等を引き当てております。

このうち、一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てるといったものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引き当てという制約はありますが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています。（算入上限は信用リスク・アセットの額の合計額の1.25%）

◆「土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額」とは

労働金庫が保有している事業用土地を時価（公示地価等）で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められています。

2012年度までの旧告示では、この「差額」の45%は自己資本の補完的項目（Tier2）に算入することが認められていましたが、2013年度以降適用された告示では自己資本に算入できない取り扱いとなりました。

ただし、この取り扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2024年3月30日までの10年間、各時点の「差額」の45%を基準とする算入可能額をコア資本へ算入（算入割合は年々減少）することが可能です。一方で、当該土地の信用リスク・アセットの額は、経過措置適用期間中は再評価額に基づいて計算した額を信用リスク・アセットの額の合計額に算入することになります。

◆「コア資本に係る調整項目」とは

2013年度以降適用された告示では、損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除する扱いとなりました。算入される項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金資産等があげられます。

◆「のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額」とは

無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のその他無形固定資産（ソフトウェアやリース資産、電話加入権等）は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収にあてることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます。

◆「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」とは

証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用および売却原価を控除した額（税効果勘案後）が「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」です。

◆「証券化エクスポージャー」とは

証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー（利息収入等）を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

◆「再証券化」とは

証券化取引のうち、原資産の一部または全部が証券化エクスポージャーである取引のことです。ただし、一定の証券化取引で、証券化の前後で証券化取引に係るリスク特性に変化がないもの等を除きます。

◆「前払年金費用の額」とは

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

◆「自己資本の額」とは

以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整控除項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

■自己資本調達手段の概要

2019年度末の自己資本は、出資金および利益剰余金等により構成されています。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	①発行主体：九州労働金庫
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：9,039百万円

2 自己資本の充実度に関する事項

■信用リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

信用リスク	2018年度末		2019年度末	
	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)
信用リスク (A)	1,054,376	42,175	1,108,187	44,327
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー (注3)	1,038,285	41,531	1,095,296	43,811
ソブリン向け (注4)	0	0	0	0
金融機関向け	123,142	4,925	107,262	4,290
事業法人等向け	4,525	181	4,501	180
中小企業等・個人向け	743,198	29,727	820,423	32,816
抵当権付住宅ローン	114,515	4,580	110,576	4,423
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
延滞債権 (注5)	1,377	55	1,377	55
その他 (注6)	51,526	2,061	51,155	2,046
証券化エクスポージャー (うち再証券化)	16 (-)	0 (-)	9 (-)	0 (-)
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー (注7)	16,074	642	12,882	515
ルック・スルー方式 (注8)	16,074	642	12,882	515
マンドート方式 (注9)	-	-	-	-
蓋然性方式 (250%) (注10)	-	-	-	-
蓋然性方式 (400%) (注10)	-	-	-	-
フォールバック方式 (1250%) (注11)	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに 係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (注12)	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー (注13)	-	-	-	-
オペレーショナル・リスク (注14) (B)	38,527	1,541	38,821	1,552
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A) + (B) (C)	1,092,904	43,716	1,147,009	45,880

(注) 1. 「リスク・アセット」とは、貸借対照表に記載された資産(債務保証見返を除く)に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをとるものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなります。

なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返動定はオフバランス取引として取り扱うことになっています。当金庫のオフバランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に係るものです。

2. 所要自己資本=リスク・アセット×4%

3. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。

5. 「延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

6. 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうち「その他」は、出資およびオフ・バランス取引等です。

7. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は、ファンド向けエクイティ出資について、エクスポージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いです。この場合は、以下の8.~11.の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。

8. 「ルック・スルー方式」は、エクスポージャーの裏付となる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付となる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{ルック・スルー方式} = \frac{\text{裏付となる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付となる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

9. 「マンドート方式」は、ルック・スルー方式が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーの裏付となる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{マンドート方式} = \frac{\text{算出したエクスポージャーの裏付となる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付となる資産等の運用基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となるように算出したエクスポージャーの裏付となる資産等の信用リスク・アセットの総額}}$$

10. 「蓋然性方式」は、「ルック・スルー方式」「マンドート方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%または400%であるという蓋然性が高いと推測する等の場合において、250%または400%をリスク・ウェイトとして用います。

11. 「フォールバック方式」は、「ルック・スルー方式」「マンドート方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では1250%をリスク・ウェイトとして用います。

12. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA(デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額)が変動するリスクのことをいいます。

13. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関(CCP)に対して発生するエクスポージャーのことで、担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセット額の計算が必要となります。

14. 「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。当金庫では、基礎的手法により、リスク量を算定しています。

(基礎的手法の算定方法)

$$\text{オペレーショナル・リスク} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち粗利益が正の値)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

■金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

●現在の自己資本の充実状況について

2019年度末の当金庫の自己資本比率は8.20%であり、国内基準の最低所要自己資本比率4%を大きく上回っています。

また、自己資本のほぼ全額が出資金および利益剰余金で構成されていることから、質・量ともに充実していると評価しています。

当金庫は、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対照することによって管理する「統合的リスク管理」によって自己資本の充実度を評価し

ています。

具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っています。

●将来の自己資本の充実策

当金庫では、事業計画に基づく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることにより、自己資本の充実を図ります。

3

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

■信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

地域別

(単位：百万円)

地域区分	エクスポージャー区分	合計											延滞エクスポージャー(注3)		
		貸出金等取引(注1)		債券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)		その他の資産等(注2)		2018年度末	2019年度末		
		2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末				
国	内	2,244,158	2,248,109	1,428,193	1,518,545	136,123	130,698	-	-	-	-	679,841	598,866	1,012	988
国	外	501	2,705	-	-	500	2,693	-	-	-	-	1	12	-	-
	合計	2,244,660	2,250,814	1,428,193	1,518,545	136,623	133,391	-	-	-	-	679,843	598,878	1,012	988

業種別

(単位：百万円)

業種区分	エクスポージャー区分	合計											延滞エクスポージャー(注3)		
		貸出金等取引(注1)		債券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)		その他の資産等(注2)		2018年度末	2019年度末		
		2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末				
製	造	4,230	4,204	-	-	4,200	4,200	-	-	-	-	30	4	-	-
農	業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁	業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱	業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建	設	500	500	-	-	500	500	-	-	-	-	0	0	-	-
電	気・ガス・熱供給・水道業	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-
情	報	45	45	-	-	-	-	-	-	-	-	45	45	-	-
運	輸	3,405	3,405	-	-	3,400	3,400	-	-	-	-	5	5	-	-
卸	売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	19	13	-	-	-	-	-	-	-	-	19	13	-	-
金	融	629,124	548,453	-	-	-	-	-	-	-	-	629,124	548,453	-	-
不	動	1,302	1,302	-	-	1,300	1,300	-	-	-	-	2	2	-	-
医	療	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サ	ー	120	120	-	-	-	-	-	-	-	-	120	120	-	-
国	・地方公共団体	176,845	170,943	49,740	47,082	126,723	123,491	-	-	-	-	381	369	-	-
個	人	1,378,840	1,471,768	1,377,565	1,470,680	-	-	-	-	-	-	1,274	1,087	1,012	988
そ	の	50,225	50,056	886	781	500	500	-	-	-	-	48,838	48,775	-	-
	合計	2,244,660	2,250,814	1,428,193	1,518,545	136,623	133,391	-	-	-	-	679,843	598,878	1,012	988

残存期間別

(単位：百万円)

期間区分	エクスポージャー区分	合計											延滞エクスポージャー(注3)		
		貸出金等取引(注1)		債券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)		その他の資産等(注2)		2018年度末	2019年度末		
		2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末				
期間の定めのないもの(注5)		281,503	305,388	153,409	153,009	-	-	-	-	-	-	128,093	152,379	1,012	988
1	年	378,806	268,320	20,514	16,542	200	849	-	-	-	-	358,091	250,928	-	-
1	年	90,027	90,165	18,735	19,182	1,199	699	-	-	-	-	70,091	70,283	-	-
3	年	128,134	127,366	37,692	40,610	12,719	7,696	-	-	-	-	77,722	79,059	-	-
5	年	67,347	81,732	47,097	47,973	300	3,487	-	-	-	-	19,949	30,271	-	-
7	年	144,713	141,732	90,195	88,226	32,820	42,306	-	-	-	-	21,697	11,199	-	-
1	0	1,154,128	1,236,107	1,060,547	1,153,000	89,384	78,350	-	-	-	-	4,196	4,756	-	-
	合計	2,244,660	2,250,814	1,428,193	1,518,545	136,623	133,391	-	-	-	-	679,843	598,878	1,012	988

(注) 1. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。

2. エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、預け金、株式および未収利息・仮払金等です。

3. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことで、貸出金の

ほかに未収利息も含んでいます。

4. 業種区分の「その他」とは、会員団体融資および投資信託等有価証券で区分が困難なものです。

5. 期間区分の「期間の定めのないもの」には当座貸越を含んでいます。

6. CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

項目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	2018年度	2	3	—	2	3
	2019年度	3	1	—	3	1
個別貸倒引当金	2018年度	21	17	—	21	17
	2019年度	17	13	0	17	13
合計	2018年度	23	20	—	23	20
	2019年度	20	15	0	20	15

用語の解説

◆「一般貸倒引当金」とは

将来、貸出金やそれに準じた債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額です。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

◆「個別貸倒引当金」とは

借り手の資産状況や支払い能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部または全部に相当する金額を計上する引当金のことです。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

■個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

業種別

(単位：百万円)

業種区分	個別貸倒引当金												貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高					
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度		
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サービス業	2	2	2	2	—	—	2	2	2	2	—	—	—	
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	17	15	15	11	—	0	17	15	15	11	—	—	—	
その他	0	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	
合計	21	17	17	13	—	0	21	17	17	13	—	—	—	

(注) 1. 当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金および貸出金償却とも、すべて国内の残高です。
2. 業種区分の「その他」とは、NPO法人への融資残高です。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額					
	2018年度末			2019年度末		
	格付有り	格付無し	合計	格付有り	格付無し	合計
0%	—	259,222	259,222	2,204	251,936	254,140
10%	—	1	1	—	2	2
20%	2,503	615,721	618,225	2,503	534,338	536,841
35%	—	327,190	327,190	—	315,934	315,934
50%	6,909	0	6,910	7,759	0	7,759
75%	—	990,949	990,949	—	1,093,910	1,093,910
100%	—	35,819	35,819	—	36,138	36,138
150%	—	731	731	—	778	778
200%	—	—	—	—	—	—
250%	—	6,620	6,620	—	6,296	6,296
1250%	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	9,413	2,236,258	2,245,672	12,467	2,239,336	2,251,803

(注) 1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付したものを使用しています。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. 国債等のあらかじめリスク・ウェイトが定められたエクスポージャーについては、格付の有無にかかわらず「格付無し」に分類しています。
4. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫の信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要は、「リスク管理の体制 各種リスクへの取り組み 1.信用リスク」(16頁)に示すとおりです。

なお、信用リスクの管理状況および今後の対応については、リスク管理委員会で定期的に協議しています。また、常務会および理事会に対する報告事項を設定し、定期的に報告しています。

貸倒引当金は、「資産査定規程」に基づき以下に示すとおり計上しています。

- 正常先債権および要注意先債権
一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引き当てています。
- 破綻懸念先債権
債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。
- 破綻先債権および実質破綻先債権
償却する債権を除き、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下に示すとおりです。

なお、当金庫ではエクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- S&Pグローバル・レーティング (S&P)

4 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー							
ソブリン向け		—	—	470	471	—	—
金融機関向け		—	—	—	—	—	—
事業法人等向け		501	501	—	—	—	—
中小企業等・個人向け		2,500	2,461	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン		—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け		—	—	—	—	—	—
その他の		—	—	—	—	—	—
延滞		0	0	—	—	—	—

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、「自己資本比率算出規程」において信用リスク削減手法を適用することを定めており、告示で定められた条件を満たしているエクスポージャーに対して、適格金融資産担保および保証を信用リスク削減手法として用いています。

クレジット・デリバティブの取り扱いはありません。

5 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

与信相当額等

(単位：百万円)

項目	2018年度末			2019年度末		
	派生商品取引	長期決済期間取引	合計	派生商品取引	長期決済期間取引	合計
グロス再構築コストの額(A)	—	—	—	—	—	—
グロスのアドオンの額(B)	—	—	—	—	—	—
グロスの与信相当額(A)+(B)(C)	—	—	—	—	—	—
ネットティングによる与信相当額の削減額(D)	—	—	—	—	—	—
担保による信用リスク削減手法の効果勘案前の与信相当額(C)-(D)(E)	—	—	—	—	—	—
外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
金利関連取引	—	—	—	—	—	—
金関連取引	—	—	—	—	—	—
株式関連取引	—	—	—	—	—	—
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—	—	—	—	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引	—	—	—	—	—	—
担保の額(F)	—	—	—	—	—	—
現金・自金庫預金	—	—	—	—	—	—
国債・地方債等	—	—	—	—	—	—
担保による信用リスク削減手法の効果勘案後の与信相当額(E)-(F)(G)	—	—	—	—	—	—

(注) 与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出しています。

クレジット・デリバティブの想定元本額

該当がありません。

■ 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

該当する取引の取り扱いはありません。

なお、派生商品取引の与信限度枠は「デリバティブ取引規則」で定めており、取引先の与信相当額が与信限度枠内に収まるよう管理することにより、リスクを限定します。

6 証券化エクスポージャーに関する事項

■ オリジネーターの場合

該当がありません。

■ 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

（単位：百万円）

項目	2018年度末		2019年度末	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	80	—	47	—
カードローン	—	—	—	—
住宅ローン	80	—	47	—
自動車ローン	—	—	—	—

（注）再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額等

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2018年度末		2019年度末		2018年度末		2019年度末	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%～15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%～50%未満	80	—	47	—	0	—	0	—
50%～100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
100%～250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250%～400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400%～1250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
カードローン	—	—	—	—	—	—	—	—
住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車ローン	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）1. 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
 2. 再証券化エクスポージャーは保有しておりません。
 3. 「1250%」欄のカードローン等は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

■ 証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、有価証券の運用を多様化することでリスクの分散を図るため、「投資家」として証券化商品の購入を行っています。リスクを限定するために、最初に策定する「資金運用方針」において運用対象の購入計画等を設定し、内容について資金運用委員会で確認するとともに、常務会および理事会への報告を行っています。

証券化取引の状況については、裏付となる資産の状況や時価・適格格付機関の格付等を定期的に取得するなどの方法でリスクの把握に努め、定期的に常務会および理事会に報告しています。

■ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しています。

■ 証券化取引に関する会計方針

当金庫の「有価証券等事務取扱要領」、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適切に処理しています。

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下に示すとおりです。

なお、当金庫グループではエクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- S&Pグローバル・レーティング (S&P)

7 出資等エクスポージャーに関する事項

貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	2018年度末		2019年度末	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	79	79	56	56
非上場株式等	132	132	132	132
その他	20,951	20,951	21,395	21,395
合計	21,164	21,164	21,584	21,584

(注) 1. 「非上場株式等」には、子会社株式およびその他有価証券のうち非上場株式を計上しています。
2. 「その他」には、労働金庫連合会出資金、ETF、REITを計上しています。

出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2018年度末	2019年度末
売却益	23	7
売却損	-	18
償却	-	-

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2018年度末	2019年度末
評価損益	368	282

貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

該当がありません。

出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

子会社株式については、有価証券に占める割合がごくわずかであり、リスクは限定されています。

「その他有価証券」については、期初に策定する「資金運用方針」で運用対象の購入計画等を設定しており、この内容については、資金運用委員会で確認するとともに常務会および理事会への報告を行っています。

また、時価および適格格付機関の格付等を定期的に取得することにより、リスクの把握に努めています。

会計処理については、「決算経理規程」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適切に処理しています。

8 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2018年度末	2019年度末
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	33,148	32,950
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

9 金利リスクに関する事項

金利リスク量

(単位：百万円)

	2018年度末	2019年度末
VaR	4,710	17,530

IRRBB（銀行勘定の金利リスク）

2019年度末

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク

項番		イ		ロ		ハ		ニ	
		△EVE				△NII			
		当期末		前期末		当期末		前期末	
1	上方パラレルシフト	0	11,012	0	0	0	0	0	0
2	下方パラレルシフト	14,752	0	0	1,216	0	0	0	0
3	スティープ化	0	3,760	0	0	0	0	0	0
4	フラット化	11,025	0	0	0	0	0	0	0
5	短期金利上昇	1,411	3,103	0	0	0	0	0	0
6	短期金利低下	0	0	0	0	0	0	0	0
7	最大値	14,752	11,012	0	0	0	0	0	0
		ホ				ヘ			
8	自己資本の額	当期末		前期末		当期末		前期末	
						94,126		92,668	

- (注) 1. 金利リスクの算定手法は、「金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しています。
 2. 「金利リスクに関する事項」は、平成31年金融庁・厚生労働省告示第1号（2019年2月18日）による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。ここに掲載した「IRRBB（銀行勘定の金利リスク）」を含めた「金利リスクに関する事項」はこの告示の定めに基づき記載しています。なお、表中のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの記号は告示の様式上に定められているものです。
 3. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック（金利リスク量を算定する時の市場金利の変動）に対する経済的価値の減少額として計測されるものです。経済的価値が減少する場合にプラスで表示します。
 4. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです。金利収益が減少する場合にプラスで表示します。

■金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫は、会員および間接構成員向け貸出金、労働金庫連合会への預け金、国債・地方債を中心とした有価証券運用を主として資金運用を行っています。また、預金による調達を主として資金調達を行っています。これらの運用・調達から発生するリスクには、市場リスク（金利リスク、価格変動リスク、為替リスク）および信用リスクなどがあります。このうち、金利リスクについては、預金・貸出金、有価証券等の金利感応資産・負債および金利スワップ等のオフバランス取引を対象にリスク量を計測しています。

金利リスクを含めた市場リスクはVaR計測等による計量化を行い、配賦されたリスク資本額を超過することのないようモニタリングを行うとともに、市場リスクの管理状況および今後の対応を定期的にリスク管理委員会で協議し、常務会および理事会に報告しています。さらに、金利リスクについてはVaRのほか、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）について経済的価値の変動額である△EVEおよび金利収益の変動額である△NIIを計測しています。

また、金利リスクの削減策として金利スワップ等デリバティブを活用したALMヘッジに係る方針を策定し、金利上昇に備えた態勢を整備しています。VaRによるリスク計測の頻度は月次ペースで、IRRBBにおける△EVE・△NIIは四半期ペースで計測しています。この計測結果は、リスク管理委員会で協議し、常務会および理事会に報告しています。

■金庫が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

- 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NII（銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。）ならびに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項
 - 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2020年3月末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は7.8年です。
 - 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
10年としております。
 - 流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）およびその前提
コア預金内部モデル（Kijima Model）を用いて、2020年3月末の流動性預金のうち82.0%を市場金利に連動しない預金（コア預金）と判定し、0ヶ月から120ヶ月に計上しています。
 - 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
保守的な前提の反映により考慮しています。
 - 複数通貨の集計方法およびその前提
保守的に通貨毎に算出した△EVEおよび△NIIが正となる通貨のみを対象としています。
 - スプレッドに関する前提
スプレッドおよびその変動は考慮していません。
 - 内部モデルの使用等、△EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
 - 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
当期末の△EVEは14,752百万円（前期末比+3,740百万円）となり、市場の変動により増加しています。
 - 計測値の解釈や重要性に関する説明
△EVEおよび△NIIの計測値は、当金庫における健全性に問題のない水準にあるものと判断しています。
- 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項
 - 金利ショックに関する説明
当金庫ではVaR（バリュー・アット・リスク）をリスク管理の主たる指標としています。金利ショックとして、過去一定期間の金利データから算出した想定最大変化幅を採用しています。
 - 金利リスク計測の前提およびその意味
VaRは、有価証券については、「信頼区間99%」「観測期間240日」「保有期間20日」の条件で測定し、有価証券以外については、「信頼区間99%」「観測期間250日」「保有期間120日」の条件でVaRを測定しています。

10 オペレーショナル・リスクに関する事項

■オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを①事務リスク②システムリスク③法務リスク④風評リスク⑤人的リスク⑥有形資産リスクに区分し、管理しています。

オペレーショナル・リスク管理については、「リスク管理方針」の中で上記①～⑥の各リスクの管理方針等を定めています。オペレーショナル・リスクの管理にあたっては、統括部署である総合企画部がオペレーショナル・リスク全体を管理し、各リスクの管理部署がそれぞれのリスクを管理しています。

管理状況および今後の対応については、定期的にリスク管理委員会で協議し、常務会および理事会に報告しています。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しています。

◆リスク管理債権の状況

■リスク管理債権（破綻先債権・延滞債権・3か月以上延滞債権・貸出条件緩和債権・合計額）

2019年度末のリスク管理債権合計は67億33百万円で、貸出金残高1兆4,598億26百万円に占める割合（リスク管理債権比率）は0.46%となっています。（単位：百万円）

リスク管理債権の内訳は、「破綻先債権」が6億8百万円、「延滞債権」が57億20百万円、「3か月以上延滞債権」が4億4百万円となっています。

リスク管理債権合計67億33百万円に対して、担保・保証等による回収見込み額は67億22百万円となっています。また、「貸倒引当金」を11百万円引き当てています。その結果、保全額は67億33百万円となり、リスク管理債権合計の99.99%をカバーしています。

区 分	2018年度末	2019年度末
リスク管理債権合計 (A)	6,641	6,733
破綻先債権	961	608
延滞債権	5,235	5,720
3か月以上延滞債権	444	404
貸出条件緩和債権	—	—
保 全	6,641	6,733
担保・保証等による回収見込み額	6,625	6,722
貸倒引当金	15	11
保 全 率 (B) / (A)	99.99%	99.99%
貸出金残高 (C)	1,370,676	1,459,826
リスク管理債権比率 (A) / (C)	0.48%	0.46%

- (注) 1. 保全率は100%を上限として記載しています。
 2. 金額は決算後（償却後）の計数です。

用語の解説

◆「リスク管理債権」とは

何らかの理由により、返済されないなどの貸出金のことで、現在、決算時に各金融機関が公表しているリスク管理債権には、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」があります。

◆「破綻先債権」とは

借り手の倒産（個人の場合には、自己破産、民事再生）などにより、ろうきんにとって、返済を受けることが困難になる可能性が高い貸出金のことです。

◆「延滞債権」とは

今後上記の「破綻先債権」となる可能性が大きい貸出金、あるいは法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、実質的には自己破産の状態に陥っている借り手の貸出金のことです。ろうきんにとっては、収入を生まない貸出金のことです。

「将来において償却すべき貸出金に変わる可能性の高い債権」ということになります。

◆「3カ月以上延滞債権」とは

借り手に収入が入って来なくなる（会社の業績不振等）などの理由で、ろうきんが元金または利息の支払いを3カ月以上受けていない貸出金のことです。正常に返済される貸出金以上に、相当の注意をもって管理することが求められる貸出金です。

◆「貸出条件緩和債権」とは

借り手の経営再建または支援を図り、貸出金の回収を促進することなどを目的として、貸出金利の減免や利息の支払猶予、元本

の返済猶予、債権放棄など、借り手に有利となる取り決めを行っている貸出金のことです。（ただし、借り手に有利な条件であっても、再建・支援目的でなければ、「貸出条件緩和債権」には該当しません。）

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破綻先債権」と異なります。

◆「担保・保証等による回収見込み額」とは

リスク管理債権のうち、預金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等の確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

◆「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。

「個別貸倒引当金」とは、「破綻先債権」と「延滞債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部または全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定に基づく「資産の査定公表」

2020年3月31日現在の資産査定等の状況は以下のとおりです。

(単位：百万円)

項目	2018年度末	2019年度末
金融再生法上の不良債権 (A)	6,642	6,734
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,372	2,361
危険債権	3,826	3,968
要管理債権	444	405
保全額 (B)	6,642	6,734
担保・保証等による回収見込み額	6,626	6,723
貸倒引当金	15	11
保全率 (B) / (A)	99.99%	100.00%
正常債権 (C)	1,365,670	1,454,438
合計 (D) = (A) + (C)	1,372,312	1,461,172
金融再生法上の不良債権比率 (A) / (D)	0.48%	0.46%

(注) 1. 保全率は100%を上限として記載しています。
2. 金額は決算後（償却後）の計数です。
3. 単位未満は四捨五入して記載しています。

用語の解説

◆「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立等の事由によって経営破綻に陥っている借り手に対する債権およびこれに準ずる債権のことです。

◆「危険債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、借り手が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態・経営成績が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受け取りができない可能性が高い債権のことです。

◆「要管理債権」とは

貸出金のうち、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

◆「正常債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」を除いたもので、借り手の財務状態および経営成績に特に問題がない債権のことです。

◆「担保・保証等による回収見込み額」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」のうち、預金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

◆「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部または全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

■資産査定に係る各種基準の比較表

当金庫の「資産査定の債務者区分」「償却・引当基準」「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権区分」「労金法施行規則に基づくりスク管理債権」の各種基準を比較すると以下のとおりとなります。

■資産査定の債務者区分

区分単位	債務者単位
対象債権	債権
定義	労働金庫の資産査定規程
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者
破綻懸念先	現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
要注意先	金利減免・利息棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者
正常先	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
その他	国および地方公共団体に対する債権および被管理金融機関に対する債権

■償却・引当基準

区分単位	債務者単位	
対象債権	債権	
定義	処理基準分類	労働金庫の資産査定規程
破綻先	IV分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰り入れる。
	III分類	全額を個別貸倒引当金に繰り入れる。
	非・II分類	
実質破綻先	IV分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰り入れる。
	III分類	全額を個別貸倒引当金に繰り入れる。
	非・II分類	
破綻懸念先	III分類	必要額（合理的に見積もられたキャッシュフローにより回収可能な部分を除いた残額）を個別貸倒引当金に繰り入れる。
	非・II分類	
要注意先	要管理債権 II分類	予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰り入れる。 (注1)
	要管理債権以外(注5) 非分類	
要注意先以外の要注意先	II分類	予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰り入れる。 (注1)
	非分類	
正常先	非分類	予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰り入れる。 (注1)
その他	—	引当は行わない。

■債権の区分（金融再生法に基づく報告・公表）

区分単位	債権者単位
対象債権	総与信
定義	労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第2条
債権区分	
(注2)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権
(注2)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
危険債権	債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権
要管理債権 (債権単位)	
3か月以上延滞債権	元金または利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出金
貸出条件緩和債権	経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出金
正常債権 (注3)	債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権

■リスク管理債権の区分（労金法に基づく開示）

区分単位	債権単位
対象債権	貸出金
定義	労働金庫法施行規則第114条
債権区分	
(注4)	
破綻先債権	債務者が破産、会社更生、民事再生等の申立を行ったこと、および銀行取引停止処分を受けたことにより未収利息を計上していない貸出金
(注4)	
延滞債権	元金または利息の支払の遅延が相当期間継続していることなどの事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがなく未収利息を計上していない貸出金のうち破綻先債権以外の貸出金
(注4)	
延滞債権	
3か月以上延滞債権	元金または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金（破綻先債権、延滞債権を除く）
貸出条件緩和債権	債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権を除く）

- (注1) 一般貸倒引当金は、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定しています。
- (注2) 償却・引当基準と金融再生法の差（網かけ部分）は、直接償却額分です。
- (注3) 総与信のうち要管理債権にかかる貸出金以外の債権（未収利息等）については、正常債権に含まれます。
- (注4) 金融再生法とリスク管理債権の差（網かけ部分）は、「対象債権」の違いによります。ただし、貸出金元金については、債務者区分により名寄せを行うので、破綻懸念先以下の貸出金未収利息を名寄せした債務者ごとに原則どおり一律資産不計上とした場合は、債務者区分の破綻懸念先以下の貸出金元金合計額と、リスク管理債権の破綻先債権と延滞債権の合計額が一致します。したがって、債務者区分から集計する金融再生法の下位二区分の合計額（貸出金分）にも一致することとなります。
- (注5) 要管理債権を有する債務者の、3か月以上延滞債権あるいは貸出条件緩和債権以外の債権が、これに該当します。これらと要管理債権を合計したものが、要管理先です。